

# 令和 2 年度第 2 回三重県認知症施策推進会議 書面協議の内容説明

## 【報告】

### (1) みえ高齢者元気・かがやきプランにおける認知症施策（県の取組）に係る記載内容（最終案）について（資料 1）

第 8 期介護保険事業支援計画において実施する県の認知症の取組について、報告します。

※全文（中間案）は、長寿介護課の HP にてご覧いただけます。

（URL: <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0015900067.htm>）

#### 【認知症施策の推進】（別冊 P93～P113）

##### ①地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組

- ・認知症サポーターを養成するとともに、見守りや家族支援への協力など、認知症サポーターの地域でのさらなる活躍に向け、市町と連携してステップアップ講座を開催します。
- ・認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使（希望宣言大使（仮称）」を創設すること等により、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。
- ・地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジの構築を支援します。
- ・若年性認知症の人とその家族に対する切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

##### ②医療・介護サービスの充実と予防～「予防」の取組

- ・SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）を活用した認知症予防について、認知症の発症遅延や発症リスク低減につなげるため、これまでの調査研究等をふまえ、市町との共同事業への導入に取り組みます。
- ・レセプトデータを活用した早期介入事業について、モデル地域以外でも展開できるよう取組を進め、情報発信を行います。
- ・認知症ITスクリーニングを実施し、認知症の早期診療・介入を行う地域をさらに拡大し、事業の広域展開を進めるとともに、医病診連携や医療・介護の連携の推進を図ります。

## (2) 本県における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生状況等について (資料2)

三重県における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生状況等について、報告します。

### ① クラスター発生状況について (P2)

・発生件数(左グラフ)は、合計で39件となっています。施設別の内訳は、高齢者施設9件と最も多く、医療機関、事業所がそれぞれ7件となっています。

・陽性者数は、合計で639名となっています。1月が最も多くなっています。施設別では、医療機関における陽性者数が286名と最も多く、医療機関で大規模なクラスターが発生しています。

### ② 三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の組織図とクラスター対策グループの活動について (P3)

・クラスターが発生した場合、

(1)疫学担当が、現地で患者情報、施設情報の把握・分析を行います。

(2)感染管理担当が、現地でのゾーニング、消毒等の感染拡大防止策を指導します。

(3)医療的支援担当が、現地での患者の診療(トリアージ)、検体採取、搬送(搬送時の同乗)を行っています。

### ③ 高齢者施設におけるクラスター事例への対応 (P6)

・特別養護老人ホームで発生したクラスターで、施設入所者を中心に感染が拡大した事例です。

・20名の陽性が確認されているものの、職員、入所者のいずれも同一エリアに関連していません。

・一度PCR検査が陰性であっても、後に発熱等の症状がある方は、再検査する方針で、8名の陽性が判明しました。

・考察として、入所者の多くは、もともと持病があり、発熱等の症状を認める方が多く、発症日の確定は困難であるが、職員1名の陽性が判明時に施設内で一定程度、感染が広がっていた可能性が示唆されました。

#### ④医療機関におけるクラスター事例への対応 (P7)

- ・入院病棟で発生したクラスターで、病院職員等と入院患者を中心に感染が拡大した事例です。
- ・職員、入院患者とも同一病棟に関連しており、職員14名、入院患者55名が陽性と判明しました。
- ・国のクラスター班に要請を依頼しました。
- ・陽性となった入院患者は、新型コロナウイルス感染症の病状や基礎疾患の状態を踏まえ、必要な方は他病院へ転院し、治療を継続しました。
- ・考察として、濃厚接触者となった当該病棟の看護職員を自宅待機とするにあたり、院内他病棟・県内医療機関から看護師が支援に入る必要がありました。

#### ⑤感染が拡大する要因 (P8,9)

##### (1)感染伝播の要因

###### ○職員から職員へ

- ・休憩室での食事中におけるマスク無しでの会話（飛沫感染）

###### ○患者から患者へ

- ・感染対策が不十分な状態における共有スペースでの接触

###### ○職員から患者へ

- ・感染対策が不十分な職員を介した接触（患者⇒(職員)⇒患者）

###### ○患者から職員へ

- ・マスクを着用していない患者からの飛沫感染

##### (2)感染拡大の要因

- ・職員が発熱等の症状を呈した状態で勤務を継続
- ・緊急時又は応援時にフロアやエリアを跨いで職員が勤務

##### (3)感染拡大を防ぐには

###### 【持ち込まない】

地域の感染状況の把握 ⇒ 感染状況に応じた対策実施  
職員の体調管理の徹底

###### 【拡げない】

標準予防策徹底(手指衛生の遵守+接触が伴うケアではガウンの着用等)  
3密につながる環境の回避（休憩室、共有スペース等）  
発熱サーベイランス（入所者）の実施

